

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
12月14日
(火曜日)

目次

告示
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………一
公告
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)……………二
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………八
土地改良区役員届出(農村整備課)……………九
監査公表……………九
監査公表……………九



山口県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十二年十二月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
滝(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名(町名)	大字名	字名	地名	番	標柱番号
山口市	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の三	一号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の三	二号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の三	三号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の三	四号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の二	五号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の二	六号
	吉敷佐畑六丁目	灘	山	一七四の二	七号

一 区域の名称
仙崎(32)地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
長門市	仙崎	大永	泊浦	二六三の二	一号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	二号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	三号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	四号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	五号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	六号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	七号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	八号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	九号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	十号
	仙崎	大永	泊浦	三三七の一	十一号
	仙崎	大永	泊浦	二六二の九	十二号



(四〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十二月十四日から平成二十三年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社オンワード樺山

変 更 前 変 更 後

上村 茂

水野健太郎

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成十九年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 株式会社わたなべ

変 更 前

変 更 後

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十年二月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社カドタ商事

変 更 前 変 更 後

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十年三月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 社 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アフレッシュ	—

届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 社 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社一葉屋	—

届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十一年二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 社 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジーフット	株式会社ジーフット
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岩田愛一郎	服部 博幸

届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十一年二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 社 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 奥野 順
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ハピネス・アンド・デイ	—

届出年月日

	五	平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年三月三十一日		一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要
	四	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年四月七日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	三	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	二	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年五月二十日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	一	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	

	五	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日		一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要
	四	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	三	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	二	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	
	一	届出年月日 平成二十二年十一月十一日 変更年月日 平成二十一年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター 所在地 防府市鐘紡町二七 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 三 変更に係る事項の概要	

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	青山みゆき	青山みゆき	青山みゆき	青山みゆき	青山みゆき	青山みゆき	青山みゆき
届出年月日	平成二十二年十一月十一日						
変更年月日	平成二十一年八月一日						

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十一年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックシティ 防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社大谷	株式会社大谷	株式会社大谷	株式会社大谷	株式会社大谷	株式会社大谷	株式会社大谷
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤
届出年月日	平成二十二年十一月十一日						
変更年月日	平成二十一年八月一日						

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十一年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックシティ 防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー
届出年月日	平成二十二年十一月十一日						
変更年月日	平成二十一年九月三十日						

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十一年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックシティ 防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤	株式会社小澤
届出年月日	平成二十二年十一月十一日						
変更年月日	平成二十一年九月一日						

五

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社チユチュア ンナ	株式会社チユチュア ンナ	周南市銀南街四四	周南市新町二丁目一	代表者の氏名
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	有限会社ロータス				

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十二年二月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 所 奥野 順

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社プレジャーZION	東京都中央区新川二丁目二四番二号	千葉市美浜区高洲三丁目二一番一号
		大阪市中央区久太郎町二丁目二番七号	大阪市中央区南本町一丁目四番八号

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十二年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社コックス	荻原 久示	池内 清和	代表者の氏名
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所				

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十二年五月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 所 奥野 順

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社ポイント	田辺 和夫	奥野 順
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		石井 稔晃	福田三千男

四 届出年月日
平成二十二年十一月十一日
五 変更年月日
平成二十二年五月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社カワシマゴールド	株式会社カワシマゴールド	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	大阪市北区大深町二番四八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	大数 幸子

四 届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十二年七月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—

届出年月日	平成二十二年十一月十一日	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社日本オプティカル	株式会社日本オプティカル	—
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社オール・エスカリエ	株式会社オール・エスカリエ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	大阪市住之江区浜口東三丁目五番一九号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	浜田 安哉

四 届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十二年八月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社つるや	株式会社つるや	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミツイシ	株式会社ミツイシ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	—

四 届出年月日
 平成二十二年十一月十一日
 変更年月日
 平成二十二年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都渋谷区神南一丁目一番五号	東京都渋谷区神南一丁目一番五号	東京都渋谷区神南一丁目一番五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	野口 実	野口 実	野口 実

四 届出年月日
 平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日
 平成二十二年九月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三三番一号 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー	株式会社エービーシー・マー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都渋谷区神南一丁目一番五号	東京都渋谷区神南一丁目一番五号	東京都渋谷区神南一丁目一番五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	野口 実	野口 実	野口 実

四 届出年月日
 平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日
 平成二十二年十月五日

（四〇七）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年七月三十日山口県公告（二五六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十二年十二月十四日から平成二十三年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年十二月十四日
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックタウン小郡
 所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

（四〇八）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年七月三十日山口県公告（二五七）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十二年十二月十四日から平成二十三年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年十二月十四日
 山口県知事 二井 関成

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルシヨク迫町店
 所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルシヨク塩浜店
 所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 カラトピア
 所在地 下関市唐戸町四番一号
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンリブ東駅
 所在地 下関市羽山町四〇九の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四〇九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年十二月十四日

山口県知事 二井 関 成

就任した役員

土地改良区の名称 理事の別氏名住所
 下関市豊田町土地改良区 理事 藤田 敬樹 下関市豊田町大字矢田三九一の二



監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成22年12月14日

山口県監査委員 伊藤 博
 同 秋野 哲
 同 田中 忠二
 同 石津 敏樹

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
人事課	平成22年9月10日	石津 敏樹
学事文書課	" 8月5日	"
管財課	" 25日	伊藤 博
税務課	" 9月6日	田中 忠二
防災危機管理課	" 8月19日	石津 敏樹
政策企画課	" "	"
財政課	" 31日	伊藤 博
広報広聴課	" 25日	秋野 哲
統計分析課	" 11日	田中 忠二
秘書課	" 5日	石津 敏樹
地域政策課	" 11日	"

		第 2217 号		(期 定)		報 告 口 占		平成22年12月14日 火曜日			
市町課	情報企画課	伊藤 博	25日	教育庁教育政策課	教育庁教育政策課	伊藤 博	9月10日	中央児童相談所	中央児童相談所	伊藤 博	6月4日
観光交流課	観光交流課	石野 哲	24日	教職員課	教職員課	石野 哲	3日	岩国	岩国	石野 哲	7月5日
国際課	国際課	石野 哲	25日	義務教育課	義務教育課	石野 哲	3日	萩	萩	石野 哲	7月30日
県民生活課	県民生活課	伊藤 博	10日	高校教育課	高校教育課	伊藤 博	3日	育成学校	育成学校	伊藤 博	6月4日
男女共同参画課	男女共同参画課	伊藤 博	10日	社会教育・文化財課	社会教育・文化財課	伊藤 博	3日	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター	伊藤 博	5月14日
生活衛生課	生活衛生課	伊藤 博	10日	山口きらら博記念公園管理事務所	山口きらら博記念公園管理事務所	伊藤 博	23日	このみ園	このみ園	伊藤 博	6月23日
廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課	伊藤 博	10日	消費生活センター	消費生活センター	伊藤 博	23日	東部高等産業技術学校	東部高等産業技術学校	伊藤 博	3日
自然保護課	自然保護課	伊藤 博	10日	美術館	美術館	伊藤 博	23日	西部	西部	伊藤 博	7月8日
医務保険課	医務保険課	伊藤 博	10日	萩美術館・浦上記念館	萩美術館・浦上記念館	伊藤 博	27日	下関農林事務所	下関農林事務所	伊藤 博	8月19日
健康増進課	健康増進課	伊藤 博	10日	動物愛護センター	動物愛護センター	伊藤 博	27日	長門	長門	伊藤 博	8月19日
業務課	業務課	伊藤 博	10日	岩国健康福祉センター	岩国健康福祉センター	伊藤 博	30日	萩	萩	伊藤 博	7月30日
こども未来課	こども未来課	伊藤 博	10日	柳井	柳井	伊藤 博	30日	こころの医療センター	こころの医療センター	伊藤 博	7月30日
障害者支援課	障害者支援課	伊藤 博	10日	萩	萩	伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
商政課	商政課	伊藤 博	10日	環境保健センター	環境保健センター	伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
新産業振興課	新産業振興課	伊藤 博	10日	総合医療センター	総合医療センター	伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
経営金融課	経営金融課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
労働政策課	労働政策課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
農林水産政策課	農林水産政策課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
農業振興課	農業振興課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
畜産振興課	畜産振興課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
森林企画課	森林企画課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
森林整備課	森林整備課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
監理課	監理課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
技術管理課	技術管理課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
道路整備課	道路整備課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
道路建設課	道路建設課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
砂防課	砂防課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
河川課	河川課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
港湾課	港湾課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
住宅課	住宅課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
国体・障害者スポーツ大会局	国体・障害者スポーツ大会局	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
会計課	会計課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日
物品管理課	物品管理課	伊藤 博	10日			伊藤 博	30日			伊藤 博	7月30日

下関水産振興局	"	"	8日	"	秋野哲範
柳井水産事務所	"	"	5月24日	"	秋野哲範
萩 "	"	"	7月27日	"	伊藤博
水産研究センター	"	"	8月19日	"	伊藤博
柳井土木建築事務所	"	"	" 17日	"	秋野哲範
周南 "	"	"	" "	"	神田忠二
菅野ダム管理事務所	"	"	6月3日	"	津野敏樹
山口宇部空港事務所	"	"	7月23日	"	神田忠二
山口図書館	"	"	" 6日	"	神田忠二
山口博物館	"	"	8月24日	"	津野敏樹
文書館	"	"	6月1日	"	津野敏樹
やまぐち総合教育支援センター	"	"	" 21日	"	神田忠二
十種ヶ峰青少年野外活動センター	"	"	" 30日	"	石津野敏樹
田布施工業高等学校	"	"	5月24日	"	秋野哲範
徳山 "	"	"	8月17日	"	神田忠二
南陽工業 "	"	"	5月21日	"	野野哲範
防府 "	"	"	6月29日	"	秋野忠二
防府西 "	"	"	" 8日	"	神田忠二
防府商業 "	"	"	" 29日	"	秋野哲範
佐波 "	"	"	5月21日	"	神田忠二
西京 "	"	"	6月4日	"	"
山口農業 "	"	"	" 21日	"	"
宇部 "	"	"	7月23日	"	石津敏樹
宇部中央 "	"	"	6月 "	"	"
宇部西 "	"	"	5月31日	"	"
宇部工業 "	"	"	" "	"	"
小野田 "	"	"	6月29日	"	伊藤博
厚狭 "	"	"	" "	"	"
小野田工業 "	"	"	5月31日	"	石津敏樹
田部 "	"	"	" 20日	"	"
長府 "	"	"	7月27日	"	伊藤博
響 "	"	"	5月24日	"	"
大津 "	"	"	6月8日	"	石津敏樹
日置農業 "	"	"	" "	"	"

水産 "	"	"	"	"	神田忠二
防府総合支援学校	"	"	"	"	伊藤博
豊浦 "	"	"	5月24日	"	秋野哲範
岩国警察署	"	"	7月30日	"	石津野敏樹
下松 "	"	"	6月3日	"	秋野哲範
防府 "	"	"	" 29日	"	神田忠二
山口南 "	"	"	7月26日	"	石津野敏樹
宇部 "	"	"	6月23日	"	伊藤博
小串 "	"	"	5月24日	"	石津野敏樹
美祢 "	"	"	" 20日	"	"
萩 "	"	"	6月30日	"	伊藤博
長府 "	"	"	7月27日	"	"
企業局	"	"	" 26日	"	秋野哲範
					神田忠二
					石津敏樹

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

管財課

物品購入に係る支出において、支出科目を誤っているものがあった。

防災危機管理課

- 1 負担金の支払に係る経費の支出何を行っていないものがあつた。
 - 2 物品管理システムにおける備品等の入力をしていないものがあつた。
- なお、現在は、入力済みである。

観光交流課

県以外の団体が支出すべき経費について、誤って県の経費を支出しているものがあつた。
 なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

医療保険課

- 1 保健師等修学資金返納金の収入未済があった。
- 2 印刷の請負契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。

健康増進課

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

こども未来課

児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があった。

障害者支援課

- 1 時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、不足額については、追払い済みである。
- 2 障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

森林企画課

物品の購入契約において、当該物品が山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号。以下「物品規則」という。）第13条第1項に規定する物品に該当するにもかかわらず、物品管理課長に対して購入のために必要な手続を請求していないものがあった。

森林整備課

業務委託契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。

監理課

時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、不足額については、追払い済みである。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

国体・障害者スポーツ大会局

決裁権者が時間外勤務命令及び休日勤務命令の決裁をしていないものがあった。

教育政策課

物品購入に係る支出において、支出科目を誤っているものがあった。

義務教育課

扶養手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

消防学校

- 1 給食食材費の個人負担金の調定をしていないものがあった。
なお、現在は、調定済みである。
- 2 公有財産台帳の副本に取得した公有財産を登記していないものがあった。
なお、現在は、登記済みである。

美術館

- 1 委託料を契約書に定められた方法で支払っていないものがあった。
- 2 予定価格が会計規則第165条の2に規定する額を超える営繕工事の契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあった。
- 3 物品の修繕に係る物品修繕決議書がないものがあった。

萩美術館・浦上記念館

物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあつた。

岩国健康福祉センター

母子保健援助費及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

柳井健康福祉センター

- 1 収入証紙の売りさばき代金について直接収納した現金を指定金融機関等へ払い込む時期が遅延しているものがあった。
- 2 生活保護費返還金の収入未済があった。

萩健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

中央児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

岩国児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

萩児童相談所

- 1 児童保護費の収入未済があった。
- 2 契約金額が会計規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

育成学校

営繕工事の契約において、随意契約によることとした理由が不適当なものがあった。

西部高等産業技術学校

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

下関農林事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、会計規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩農林事務所

設計業務委託契約の債務不履行に係る違約金の収入未済があった。

下関水産振興局

- 1 荷さばき所その他の建物、各種漁港施設の敷地、岸壁及び泊地の使用料並びに各種漁港施設の敷地及び漁港区域内の水域における水面の占用料の収入未済があった。

- 2 荷さばき所その他の建物の使用料の調定の時期が遅延しているものがあった。

水産研究センター

- 1 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、会計規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。
- 2 工事請負変更契約において、過大な契約金額を算出しているものがあった。

山口宇部空港事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、会計規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

山口博物館

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

西京高等学校

予定価格が会計規則第165条の2に規定する額を超える物品購入契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあった。

小野田工業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、会計規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

防府総合支援学校

契約金額が会計規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

萩警察署

令第167条の2第1項第1号に該当する営繕工事の随意契約において、見積額が予定価格を下回らなかつたため見積書を提出させた者の全員から改めて見積書を提出させるべきであったにもかかわらず、最低の見積額をもって見積書を提出した者のみから改めて見積書を提出させ、その者と契約を締結しているものがあった。

意見

- 1 随意契約の理由について
令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までに該当する随意契約において、その随意契約とした理由が適切でないものが見受けられた。
ついては、契約の締結に当たっては、契約の透明性及び公平性を確保するため、競争原理の導入の可否についての検討を十分に行うとともに、単独随意契約による場合はその契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。
- 2 備品の適正な管理について
備品の適正な管理を目的として物品規則が平成21年4月1日に改正され、課長等は少なくとも毎年度一回その所管に属する備品の管理が適正に行われているかどうかについてその指定する職員に検査を行わせなければならぬこととなっているが、この検査が実施されていない所属が多く見受けられる。
ついては、備品の適正な管理を行うとともに、備品の有効な利活用を促進するため、検査の徹底を図られたい。